

令和4年度 学校いじめ防止基本方針

古河市立三和東中学校
令和4年5月改訂

1 本校におけるいじめ防止等のための基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では

- いじめは絶対にゆるさない。
- 傍観者にならず、仲裁者・相談者になる。
- 互いを尊重し、正義の心をもつ

という理念の基、教師と生徒が一丸となっていじめ撲滅を目指していく。

三東いじめ防止行動宣言

すべての生徒は“楽しく学校生活を送る”権利をもっています。いじめはこの権利を奪うものです。そのため、三和東中でもいじめを防止するために、私たち一人一人が一丸となって取り組む必要があります。

そこで、私たちはここに次のことを宣言します。

- 1 どんな理由があっても、いじめは絶対ゆるしません。**
- 1 傍観者ではなく、仲裁者・相談者になりいじめを止めます。**
- 1 一人一人が互いを尊重し合い、正義の心を持ち、輝かしい中学校生活を送ります。**

三和東中学校生徒会

2 いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条から）

3 いじめ防止に向けた取組み

(1) 道徳教育等、心の教育の充実

- ・計画的な道徳の授業実践
- ・「人権標語」「人権作文」等を通した「人権問題」に関する授業実践
- ・ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウターの実施
- ・「交流活動」を積極的に取り入れた、お互いのよさを認め合い自己有用感がもてる授業の実践

(2) 早期発見のための措置

- ・生徒と職員の間関係づくり
- ・定期的なアンケートの実施
- ・状況に応じたアンケートの実施
- ・生徒との交換ノート（生活ファイル）の活用

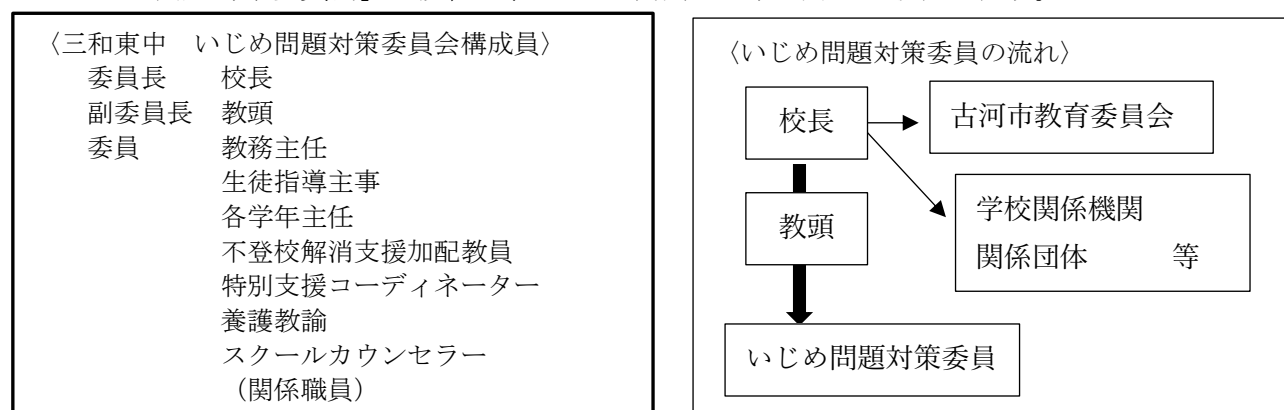
(3) 相談体制の整備

- ・計画的な教育相談の実施
- ・状況に応じた教育相談の実施
- ・各種相談機関（いじめ・体罰解消サポートセンター、24時間いじめ相談ダイヤル等）の情報提供

- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ・ 道徳・特別活動等における情報モラル学習の実施
 - ・ 外部機関との連携による情報モラル教育の実施
- (5) いじめの防止等の対策に従事する人材確保
 - ・ スクールカウンセラーなど、学校関係機関との連携・外部機関との連携
- (6) いじめ防止等のための研修の充実
 - ・ 計画的ないじめ防止等の研修実施
 - ・ 生徒指導主事を中心とした研修会の実施
- (7) いじめ防止等に向けた啓発活動
 - ・ 「思いやりフォーラム」の実施
 - ・ 生徒主体(生徒会中心)の啓発活動の実施
- (8) 保護者・地域との連携
 - ・ 計画的な保護者アンケートによる実態把握と保護者と連携した指導
 - ・ PTA 総会、懇談会などを通じた、学校の取組への共通理解
 - ・ 学校便り、生徒指導便り等を通じた情報の提供
 - ・ ホームページを通じた情報公開

4 いじめ問題対策に向けた組織

「いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ未然防止等に向けた取組を行う。



5 いじめ対策組織の取組

- (1) いじめの未然防止等に向けた体制整備
 - ・ 学年主任を中心とした、各学年におけるいじめ防止等における取組の共通理解
 - ・ 道徳主任、特別活動主任、各教科主任を中心とした、授業におけるいじめ防止等の取組の共通理解
 - ・ 部活動におけるいじめの未然防止等に向けた体制づくりにおける共通理解
- (2) いじめを受けた生徒、いじめをした生徒に対する相談・実態把握・支援の体制整備
 - ・ 「担任、関係職員→学年主任→生徒指導主事→教務→教頭→校長」という流れの「報連相確」徹底
 - ・ いじめを受けた生徒、いじめをした生徒、相互の実態把握と分析の在り方の共通理解(複数体制での対応の徹底)
 - ・ いじめを受けた生徒、いじめをした生徒への心のケア
 - ・ いじめを受けた生徒、いじめをした生徒への継続的な指導・支援
- (3) いじめを受けた生徒、いじめをした生徒の保護者相互へ支援、助言の在り方の共通理解
 - ・ いじめを受けた生徒の保護者に対する相談・支援
 - ・ いじめをした生徒の保護者に対する助言・支援
 - ・ いじめを受けた生徒、いじめをした生徒の保護者相互への継続的な連絡
- (4) 学校関係機関との連絡・調整
 - ・ いじめ事案における古河市教育委員会への連絡・相談
 - ・ スクールカウンセラー等、学校関係機関と連携した対応調整

〈いじめ問題への対応〉

いじめ問題発見



対応

- ・被害生徒
- ・加害生徒
- ・保護者



確認・修正



生徒への継続した観察・指導

1 「いじめ」問題の発見

- ・保護者から
- ・本人からの訴え
- ・まわりの生徒から報告、連絡、相談
- ・教師の観察、発見、気づき、情報交換
- ・各種調査から

2 対応（担任、学年主任）

①事実関係を把握し、報告する。

（担任・学年主任、部活動顧問等関係職員→生徒指導主事→教務→教頭→校長）

②共通理解し、対応について協議する。

- ・いじめ対策委員会で検討
- ・校長の指示、指導

○関係機関との連携を図る。

- ・古河市教育委員会・青少年相談員
- ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー
- ・フリースクール

③被害生徒、加害生徒への指導をする。状況による学年、学級、部活動等全体への指導を進める。

【担任、学年主任、部活動顧問、生徒指導主事】

④保護者への対応

【担任、学年主任、生徒指導主事、教務、教頭、校長】

○被害者生徒の保護者へ

実情とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。

○加害者生徒の保護者へ

事情を説明し、今後の対応についての理解と協力を依頼する。

○状況によっては、PTA 等にも説明し、協力を依頼する。

3 指導を継続する。随時、指導の経過を報告し、指導内容を再検討する。

- ・生徒指導主事→教務→教頭→校長
- ・古河市教育委員会

4 援助指導を継続し、解消・再発防止に努める。

○継続観察指導をする。

- ・改善されない場合→再度対応策について検討し対応する。
- ・改善された場合→ピアカウンセリング・再発防止対策